

消安第499-1号  
平成26年6月9日

高圧ガス製造事業者 殿

茨城県生活環境部防災・危機管理局消防安全課長  
(公 印 省 略)

高圧ガスの保安に係る法令遵守の徹底について（注意喚起）

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から格段の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、高圧ガスの取扱いは危険を伴うことから、高圧ガス保安法（以下「法」という）に基づく、高圧ガス製造設備や貯蔵所の設置・変更にあたっては、原則として、事前に設置・変更許可を受ける必要があります。

しかしながら、本年5月に法手続きの誤認による法令違反が2件発生したことは、高圧ガスの保安上、大変遺憾であります。

各事業者におかれましては、法の主旨を再確認し、法令遵守を徹底するようお願いいたします。